

板橋区認可保育園ご案内

①認可保育園とは？

国が定めた様々な設置基準を満たした保育施設です。設置基準には、施設の広さ（子ども一人当たりの面積）、年齢ごとに必要な保育士等の職員数、防災管理、衛生管理などがあります。

- 区立保育園…板橋区が設置・運営
- 私立保育園…社会福祉法人や民間企業等が設置・運営
- 公設民営保育園…板橋区が設置し、社会福祉法人等が運営

②保育方針・内容について

認可保育園は、国が定めた保育所保育指針を基本としていますが、各施設独自の保育方針・方法で行っています。どの保育園でも共通しているのは、子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えていることです。年齢別のクラスで保育する年齢別保育、年齢ごとにクラス分けを行わないで保育する異年齢保育（縦割り保育）、モンテッソーリ教育など各園が独自性や創意工夫を尊重した保育を行っています。

保育内容の詳細については各園まで直接お問い合わせください。

板橋区認可保育施設一覧（板橋区 HP）



②0歳・1歳・2歳児クラスの保育料について

認可保育園では、区立・私立ともに計算方法は同じです。毎月1日現在、保育施設に在籍している場合、登園日数・時間に関わらず、その月分の保育料を負担していただきます。日割り計算は行わず、月の途中で退園した場合でも、1か月分の保育料がかかりますのでご注意ください

毎月の保育料は、世帯の『区民税の所得割額』に基づき決定します。参照する『区民税の所得割額』の年度は毎年9月に切り替わります。

令和5年4月～令和5年8月分	令和4年度の区民税の所得割額 (令和3年中の所得により算出)
令和5年9月～令和6年8月分	令和5年度の区民税の所得割額 (令和4年中の所得により算出)

なお、3～5歳児クラス・第二子(令和5年10月～)・第三子以降・生活保護世帯・住民税非課税世帯の保育料は無償です。

※詳しくは板橋区保育利用の手引き(74ページ)に記載

③保育の必要性の認定について

認可保育園を利用するためには、入所申込みに加えて、お子さまの保育が必要であることの認定(=保育の必要性の認定)を受ける必要があります。認定されるためには、就労や就学等のいずれかの保育認定事由に該当する必要がある、認定事由によって有効認定期間が異なります。

※詳しくは板橋区保育利用の手引き(52ページ)に記載

板橋区保育利用の手引き(板橋区HP)

